

# 土砂災害 住民主導型警戒避難体制 構築マニュアル(案)

---

平成25年3月作成

長野県建設部砂防課



# 目次

1	土砂災害危険地域における警戒避難体制の構築は必要不可欠！	1
1.1	土砂災害に対する警戒避難体制を構築しましょう！	1
1.2	土砂災害の特徴を知りましょう！	2
1.3	行政機関や気象台から発表される情報について知りましょう！	3
1.4	近年の気候変動と土砂災害の関連性を理解しましょう！	5
1.5	土砂災害による犠牲者をゼロにするためには？	6
2	住民主導型警戒避難体制の検討手順	8
2.1	懇談会を設置する	8
2.2	テーマ：地域の土砂災害危険箇所を把握する	10
2.3	テーマ：地域独自の具体的な避難方法を考える	17
2.4	テーマ：警戒避難体制の仕組みを地域住民全員に周知する	21
2.5	“一人で避難することが困難な方”への支援方法	22
2.6	警戒避難体制の継続	23

# 1 土砂災害危険地域における警戒避難体制の構築は必要不可欠！

## 1.1 土砂災害に対する警戒避難体制を構築しましょう！

土砂災害防止工事だけでは災害を防ぎきれない！

土砂災害危険箇所は県内に約1万6千箇所存在します。土砂災害から人命や財産を守るための対策工事は各地で進められていますが、箇所数が膨大なうえ、整備には莫大な時間とコストが必要なことから、なかなか整備が追いつかないのが実情です。

	土砂災害危険箇所数			(箇所数)
	土石流危険渓流	地すべり危険箇所	急傾斜地危険箇所	
長野県	5,912	1,241	8,868	16,021
全国	183,863	11,288	330,156	525,307
全国に対する長野県の割合	3.2%	11.0%	2.7%	3.0%

長野県の可住地面積比: 全国の2.7%

資料: 長野県砂防課

情報伝達、警戒避難体制の整備など、ソフト対策の充実が必要です！

このような状況を踏まえ、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅棟の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を充実させていくことを目指し、平成13年に土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律:平成13年4月施行)が制定されました。

県による基礎調査に基づき、土砂災害のおそれのある区域等(土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域)が指定された場合、市町村には以下の対応が求められています(土砂災害防止法第7条)。

### ➤ 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

→土砂災害のおそれがある区域

- ✓ 情報伝達、警戒避難体制の整備
- ✓ 災害時要援護者関連施設への情報伝達の徹底
- ✓ 警戒避難に関する事項の住民への周知
- ✓ 市町村地域防災計画への記載(警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定める)

### ➤ 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

→警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域

- ✓ 特定開発行為に対する許可制
- ✓ 建築物の構造規制
- ✓ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ✓ 勧告による移転者への融資、資金の確保

# 1 土砂災害危険地域における警戒避難体制の構築は必要不可欠！

## 1.2 土砂災害の特徴を知りましょう！

### 土砂災害とは？

土砂災害には、主に以下の3種類があります。



土石流

「土石流」とは、谷や山の斜面から崩れた土や石などが、梅雨の長雨や台風の大雨などによって、一気に流れ出てくる現象です。

「土石流」は、流れの急な川や沢で発生し、家屋などに甚大な被害をもたらします。



がけ崩れ

「がけ崩れ」とは、地中にしみ込んだ雨水により、急な斜面が突然くずれ落ちる現象です。

「がけ崩れ」は、地震によって起こることもあり、崩れた土砂は斜面の高さの2倍(または最大50メートル)にあたる距離まで届くと言われています。



地すべり

「地すべり」とは、ゆるやかな斜面の粘土のような滑りやすい地層に雨水などがしみ込み、その影響で地面が広い範囲にわたって動きだす現象です。

「地すべり」の多くは、一日に数ミリ程度と目に見えないほどの動き方ですが、突然数メートルも動くことがあります。

### 降雨時には、特に土砂災害の発生に注意しましょう！

土砂災害の多くは、水(降雨、地下水)が関与しています。

次のような雨が降ったら、土砂災害が発生する危険性が高いので注意してください。

**1時間に20mm以上の雨**・・・車のワイパーを動かしても前が見えにくいほどの強い雨  
**連続雨量で100mm以上の雨**・・・雨が降り出してから、10cmのコップがあふれる

### たくさんの土砂災害警戒区域が指定されています！

県内の土砂災害警戒区域は、約1万9千箇所を上り、うち、およそ8割にあたる約1万5千箇所が、土砂災害特別警戒区域に指定されています。

(単位:箇所)

土石流		地すべり		急傾斜地		合計	
警戒区域		警戒区域		警戒区域		警戒区域	
	特別警戒区域		特別警戒区域		特別警戒区域		特別警戒区域
5,654	4,682	392	0	14,873	12,467	20,919	17,149

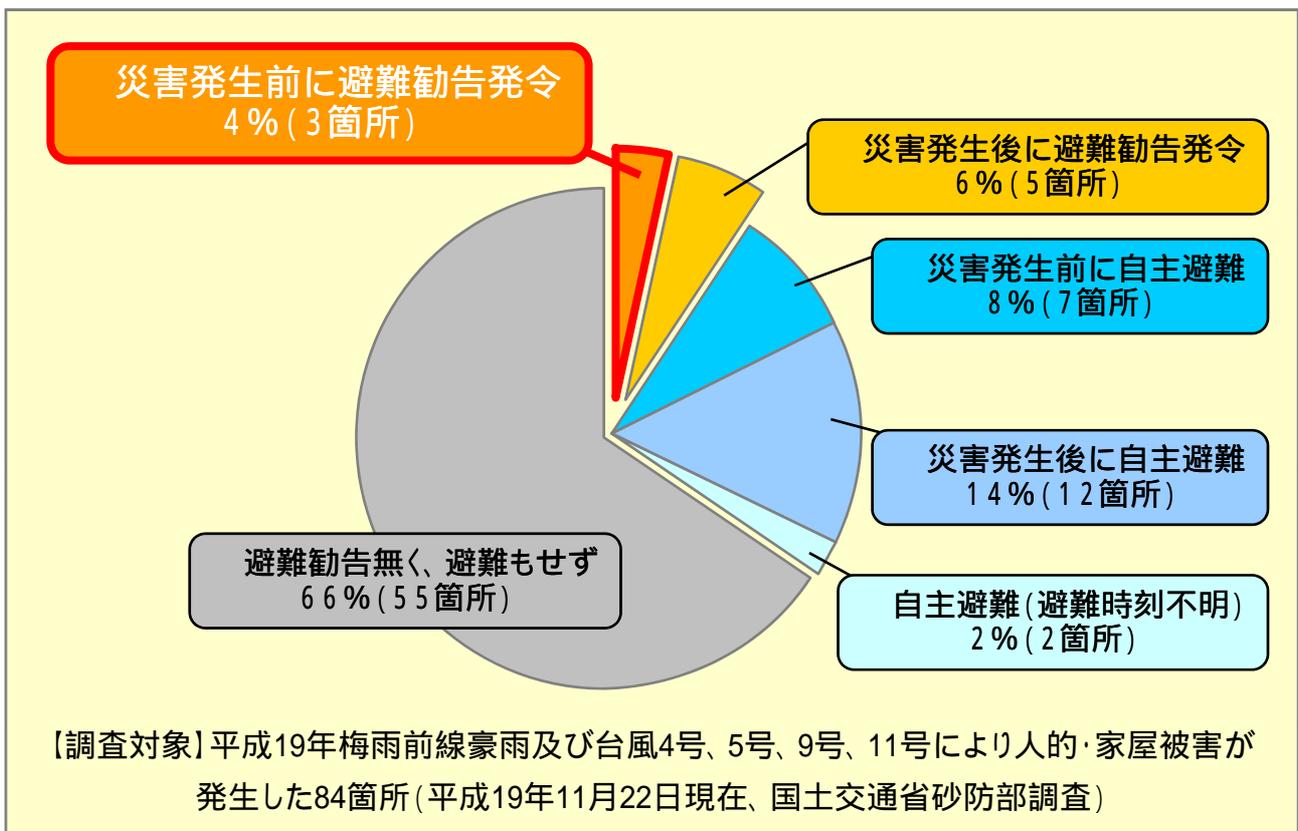
資料:長野県砂防課(H25.3.31現在)



## 行政機関からの情報には、“限界”があります！

土砂災害の発生メカニズムは複雑なため、その発生を予知・予測することが難しい災害です。そのため、土砂災害が発生する前に、行政機関からの情報が必ず発表されるとは限らないことに注意しましょう。

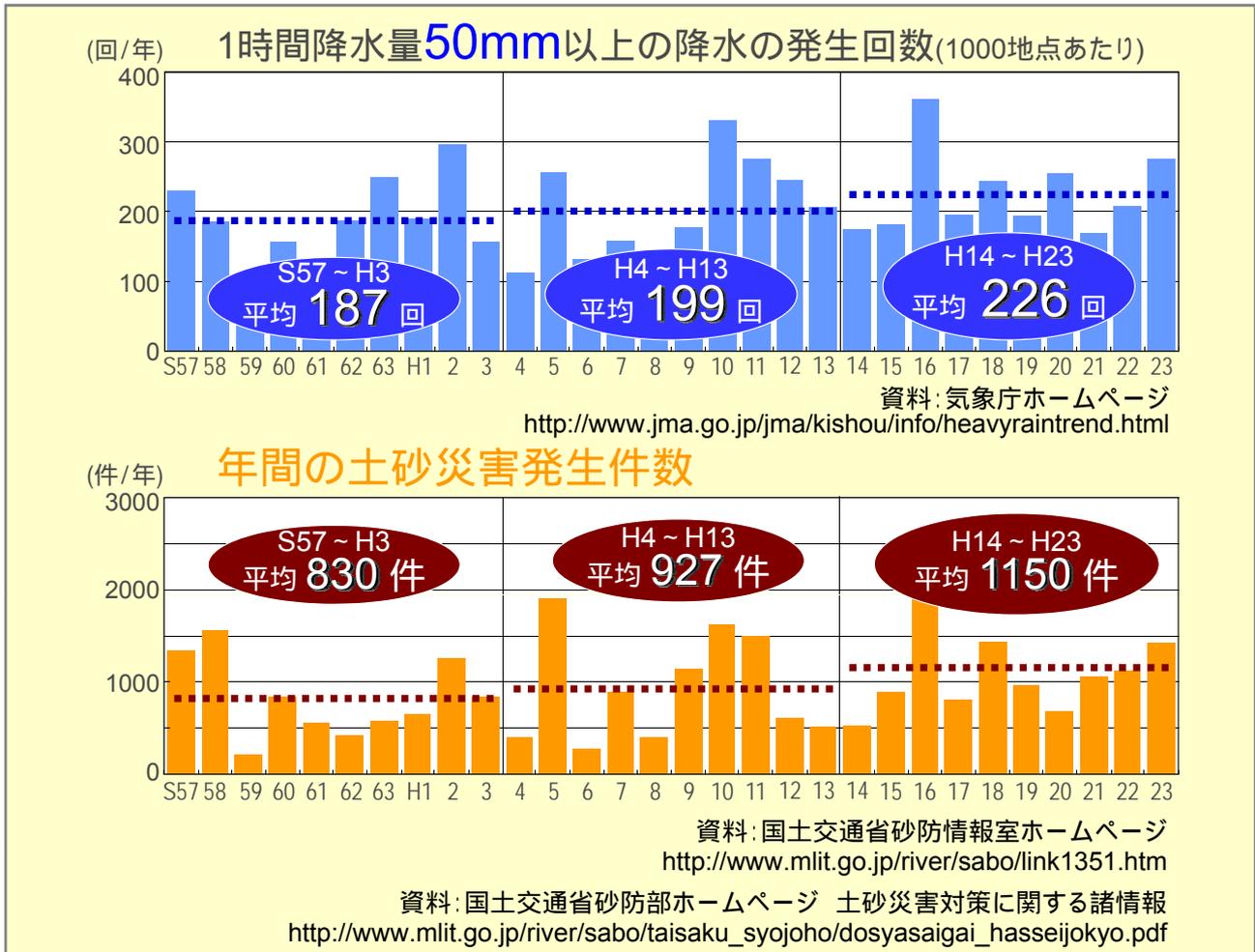
(平成19年に発生した土砂災害のうち、災害発生前に避難勧告が発表されていたのは、4%だけでした)



## 1.4 近年の気候変動と土砂災害の関連性を理解しましょう！

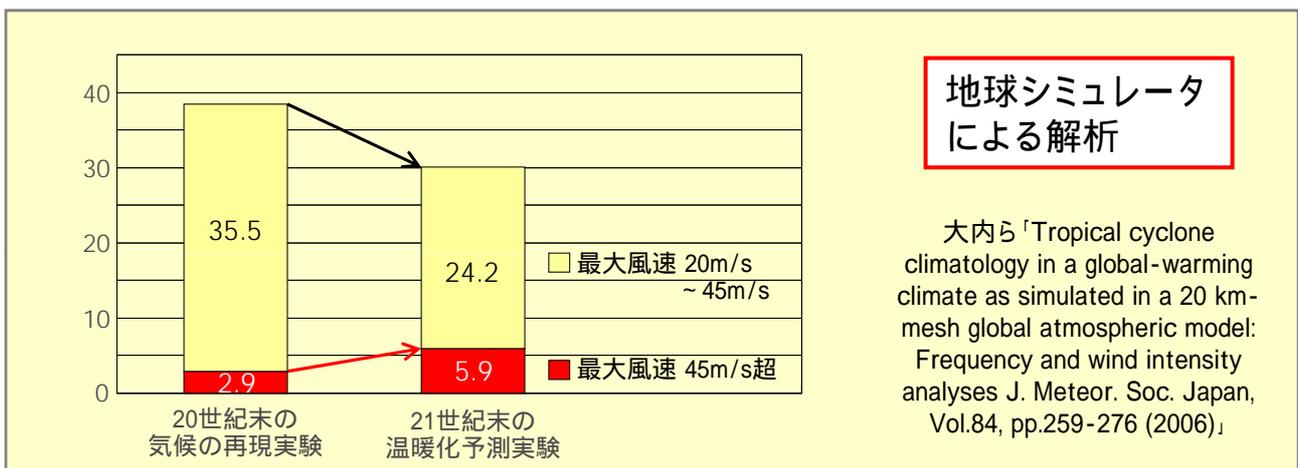
### 局所的集中豪雨(ゲリラ豪雨)は増加傾向にあります！

局所的集中豪雨の発生回数は増加傾向にあります。それに伴い、土砂災害の発生件数も増加しています。これは、近年の気候変動との関連が指摘されています。



### 熱帯低気圧(台風)の巨大化が予想されています！

近年の気候変動の影響で、巨大台風の発生個数が増加すると予想されています。



## 1.5 土砂災害による犠牲者をゼロにするためには？

とにかく、安全なところに早めに避難するしかない！

地域から土砂災害による犠牲者をださないためには、とにかく安全な場所に早めに避難するしかありません。しかし、

- ・土砂災害危険地域には、100%安全な場所が周辺にない場合がある
- ・早めに避難することができない場合もある

そのため、地域内で相対的に安全な場所に避難せざるを得ない場合もあります。

### 求められる住民主導型の警戒避難体制の構築

行政機関からの情報が未然に発表されるとは限りません。そのため、地域から土砂災害による犠牲者をださないためには、行政機関からの情報に依存せずに、地域住民自らで主体的に判断して、対応することが必要になります。そのためには、

- ・いざというときには、地域住民全員で地域の状況を把握する
  - 土砂災害発生前によく見られる「予兆現象」をみんなで確認する
  - 地域住民が持っている経験と知恵を出し合い、あらかじめ、地域で発生し得る予兆現象を把握
- ・把握した状況にもとづいて、地域住民みんなで避難する
  - 予兆現象を使って地域住民が自主的に避難する仕組みをつくる
  - 地域独自の自主避難ルールをつくる

懇談会を通じて、平常時から具体的な自主避難の仕組みを検討しておく

自主避難の仕組みは地域住民が運用するため、仕組みづくりの段階から住民が主体となることが重要です。そして、住民主導で効率的に議論を進めるためには、一堂に会して議論する懇談会などの場を設けることが有効です。また、懇談会などを開催して、地域独自の自主避難の仕組みを検討する場合には、自主防災組織の役員だけでなく、多くの地域住民に参加を呼びかけて、開催するとよいでしょう。

なお、懇談会の運営については、住民だけに任せるのではなく、行政機関が必要なサポートを行っていくことも大切です。

## 想定を超える災害にも柔軟に対応できる心構えを持とう！

懇談会などでの議論を経て策定した地域の自主避難ルールをしっかりと覚えておくことはとても重要です。しかし、ルールを覚えているだけでは、そのルール通りの対応しかできず、予想だにしない事態が発生した場合に適切な対応ができなくなってしまうかもしれません。そうならないためにも、「災害と向き合う姿勢」を身につけ、どんな状況においても落ち着いて対応することが重要です。

### 避難3原則

#### 想定にとらわれるな

相手は自然であり、ハザードマップどおりに災害が起こるとは限らない。ハザードマップの想定を超える災害が起こり得ることを理解しよう

#### 最善を尽くせ

そのときできる最善の行動をとることが重要。「ここまで来ればもう大丈夫」と考えるのではなく、少しでも安全な避難先があるのなら、そこを目指すことが大切

#### 率先避難者たれ

人はいざというときなかなか逃げるといふ決断ができない。声をかけて誰よりも真っ先に避難すれば、みんなつられて後を追うように避難する。地域から犠牲者を出さないためにも率先して避難することを心がけよう

## 地域に暮らす「お作法」として、土砂災害防災に取り組もう！

相手は自然ですから、何が起こるかわかりません。時には災いが及ぶこともあるでしょう。しかし、普段はたくさんの自然の恵みを受け、豊かに暮らすことができます。将来にわたって豊かに暮らすためにも、地域に暮らす「お作法」として、災いをやり過ごす対応を身につけるべく、土砂災害防災に取り組むことが重要です。

## 地域の「文化」として根付くことを目指して、土砂災害防災に取り組もう！

防災の取り組みは、地道に継続していくことが大切です。10年、20年と継続することで、取り組みが次の世代へ引き継がれ、地域の「文化」となって根付きます。「自らの命を主体的に守る」ことが当たり前のこととして地域に定着することを目指して、土砂災害防災に取り組むことが重要です。



佐久市苦水地区で開催された懇談会の様子

## 2 住民主導型警戒避難体制の検討手順

### 2.1 懇談会を設置する

#### 懇談会のメンバーを決めましょう！

自主避難の仕組みを検討する地域が決まったら、地域住民や関係行政機関などからなる懇談会を設置しましょう。参加者は以下のようなメンバーが考えられます。

- ・ 地域住民

地域防災の中心的役割を担う自主防災組織や地区の役員、そのほか地域防災に関心がある住民など

- ・ 市町村（防災・危機管理担当職員）

地域住民のフォロー。必要な情報を県から収集し提供

- ・ 県（砂防・防災・危機管理担当職員）、県の砂防関係出先機関職員

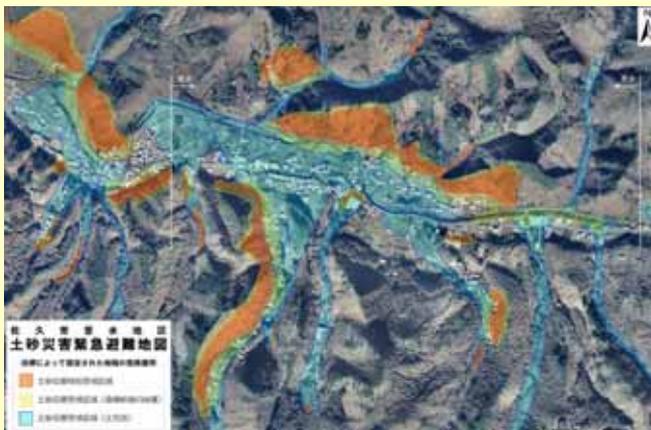
必要な資料や情報を提供し、懇談会の運営をサポート

#### 【補足】

- ・ 懇談会の参加者が多い場合は、複数のグループに分けて議論を進めるとよいでしょう（1グループ最大15人程度が望ましい）。
- ・ また、各グループには、議論を進行しとりまとめるファシリテータを立てるとよいでしょう。ファシリテータには、専門家（防災、避難、土木など）や行政機関職員、砂防ボランティアを活用することが考えられます。

#### 懇談会に必要な資料を用意しましょう！

グループでの議論に必要な資料や道具を用意しましょう。概ね以下のようなものが考えられます。



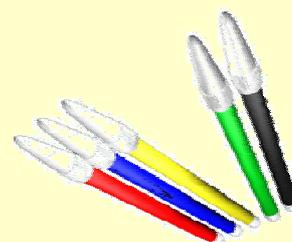
赤：土砂災害特別警戒区域  
黄：土砂災害警戒区域  
青：土石流危険区域

付せん紙（複数色）



#### グループでの議論に用いる地図

土砂災害警戒区域図：県の建設事務所、砂防事務所  
航空写真：県または市町村（必要に応じて）  
建物データ：デジタルマップ（市町村）、基盤地図情報（国土地理院）



マジックペン（複数色）  
付せん紙や地図に情報を書き込む

## 懇談会の議論の進め方のステップ

懇談会で議論する項目と内容は概ね以下の通りです。各テーマについて1～数回の議論を実施します。各テーマごとの懇談会の回数は、議論の進み具合にあわせて、柔軟に設定しましょう。

### 【テーマ】地域の土砂災害危険箇所を把握する

- ・過去に災害が発生した場所
- ・大雨が降ると発生する現象(予兆現象)
- ・避難場所となり得る比較的安全そうな場所
- ・避難経路として活用することができる道路 など

1～数回の議論



### 【テーマ】地域独自の具体的な避難方法を考える

- ・自主避難計画の策定
  - 避難を開始するタイミングの検討
  - 状況に応じた避難場所の検討

1～数回の議論



### 【テーマ】警戒避難体制の仕組みを地域住民全員に周知する

- ・懇談会の議論で決まったことを、地域全体へ周知する方法の検討
- ・周知する内容の確認
  - 例:リーフレット
  - 作成にあたっては、行政のフォローが必要

1～数回の議論

以下に、懇談会を通じて具体的に検討していただきたいことを紹介していきます。

## 2.2 テーマ : 地域の土砂災害危険箇所を把握する

### 懇談会における議論の内容

テーマ では、地域の土砂災害の危険性や、もしもの場合に避難場所になりうる場所を洗い出します。以下の内容について答えてもらい、地図に書き込んでいきます。

- ・ 過去に災害が発生した場所・内容

→例:土砂で家が押し流された。土砂で道路がふさがった。沢の水があふれた など

- ・ 大雨が降ると発生する現象（予兆現象）

→災害にならないまでも、大雨が降るとよく見られる現象。先祖から伝わる「言い伝え」などをあげてもらおう

例:川や沢が増水する。普段は水がない沢に水が大量に流れ出す。道路が川のようになる など

- ・ 避難場所となり得る比較的安全そうな場所

→「早い段階で避難する場合の比較的安全な場所」および「逃げ遅れてしまった場合に、どうにか災いをやり過ごすための近場の避難場所」

→100%安全な場所はないことを念頭に、少しでも安全な場所とそこまでの経路を検討する

### Column

#### 過去の災害のようすがわからない・・・そんなときは？

近年災害が発生しておらず、過去の災害の状況がわからない場合、また災害が少ない地域の場合は、地域に昔から伝わる言い伝えや、古老の話などが貴重な情報となります。

地域によっては、過去の災害にまつわる言い伝えが残されているところがあります。総務省消防庁のホームページにまとめられていますので、参考にして下さい。



地域の長老から話を聞く

「全国災害伝承情報」:総務省消防庁ホームページ  
[http://www.fdma.go.jp/html/life/saigai\\_densyo/index.html](http://www.fdma.go.jp/html/life/saigai_densyo/index.html)

## 取組内容の説明

参加者に議論の目的や取り組みの内容を理解してもらうため、議論を始める前に以下の内容をしっかりと説明しましょう。

### この懇談会が何を狙っているのかを確認しましょう

- ・ 土砂災害で犠牲者を出さないまちをつくる
  - 孫子の代まで、地域から土砂災害による犠牲者を出さない。そんな地域をつくっていく。
- ・ 地域に残る「災いをやり過ごす知恵」を活かした、住民主体の避難体制を確立する
  - 過去の被災時の様子や、先祖からの言い伝えなどの「知恵」を活用する。
  - 豪雨時には、地域住民全員で、地域の様子に注意する。
    - 異常を感じたら、その情報に基づいて、自分たちで判断して避難する。
  - 懇談会を通じて、“防災に対する主体的態度”の形成を促すとともに、“災いをやり過ごす知恵”の伝承を促す。



議論を始める前に、何を狙う取り組みなのかをしっかりと説明し、参加者の理解を得る

## 地域の災害の危険性を理解しましょう

### ～土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域について理解しましょう～

#### ・土砂災害防止法に基づき、県が調査を進めています

→ 溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域について、県が地形、地質等を調査し、その結果を踏まえ、土砂災害のおそれのある区域を指定しています。

#### ・土砂災害のおそれのある区域とは？

##### ➤ 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

###### ✓ 急傾斜地の崩壊

イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域

ロ 急傾斜地の先端から水平距離が10m以内の区域

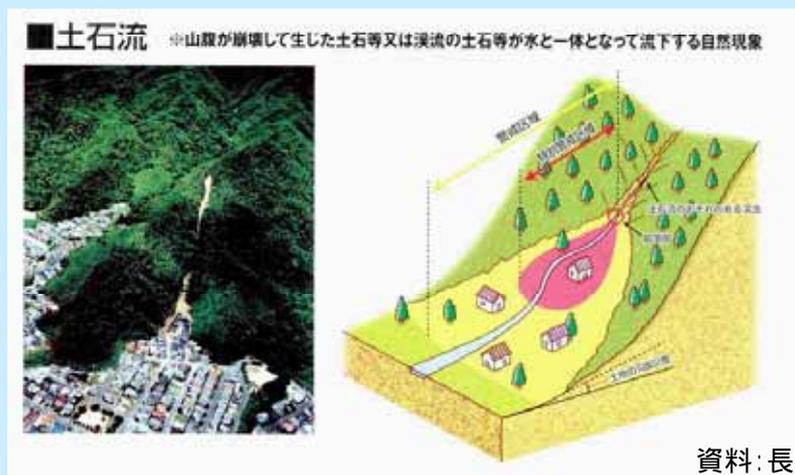
ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

###### ✓ 土石流

土石流発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

##### ➤ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域



資料：長野県ホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/doboku/sabo/boushiho/doshahou.htm>

## 地域の災害の危険性を理解しましょう

### ～土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域について理解しましょう～



土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域

### ～土砂災害発生の危険性が高まる雨量について理解しましょう～

土砂災害は雨に起因する災害です。先行雨量にもよりますが、一般的に以下のような雨が降ったら、土砂災害が発生する危険性が高まると言われており、注意が必要です。

#### ・連続雨量で100mm以上の雨

雨が降り出してから、10cmのコップがあふれる。

#### ・1時間に20mm以上の雨

車のワイパーを動かしても、前が見えにくいほどの強い雨

雨が降り出したら雨量を気にする習慣をつけましょう。

寸胴の容器(ワンカップの空き瓶など)が簡易雨量計に適しています。

地面に直接置くと、跳ね返りのしずくが混入し正確に計ることができなくなるので、注意が必要です。



## いざというときに行政機関から発表される情報を知りましょう

土砂災害が発生する可能性が高くなると、行政機関から次のような情報が発表されることがあります。これらの情報が発表された場合には、すぐに避難を開始しましょう。

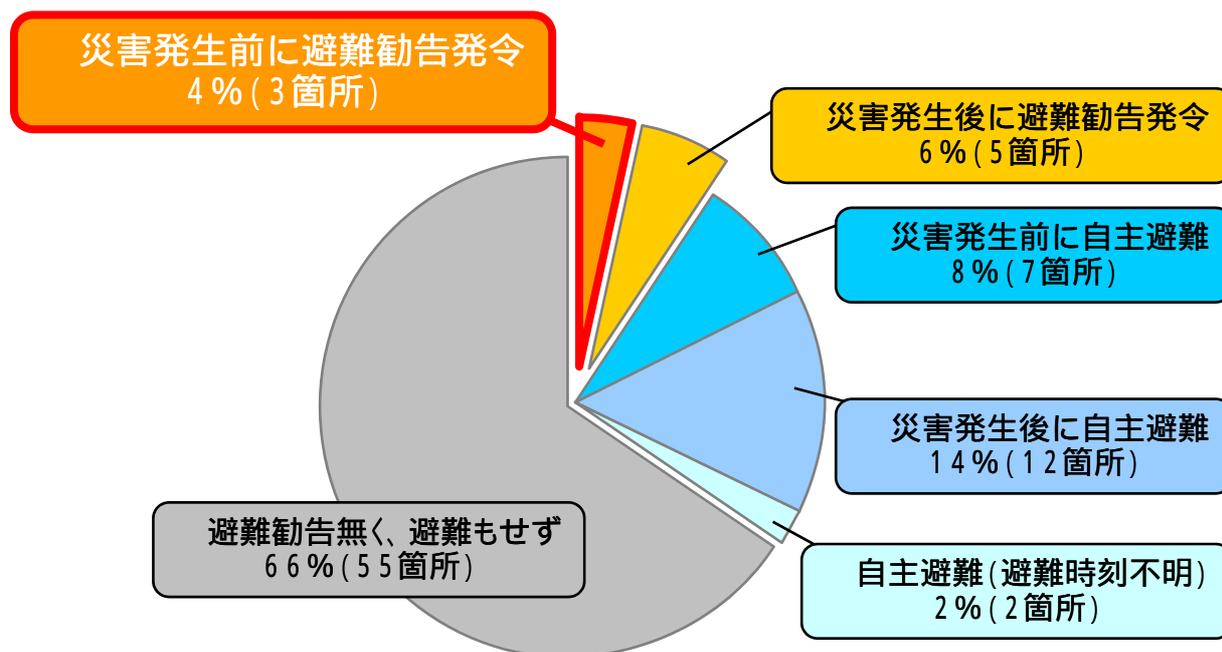
- ・ 土砂災害警戒情報  
土砂災害発生危険性が高まった市町村に対して、気象台と県から(地域の雨量などを考慮して)発表される情報
- ・ 避難勧告・避難指示  
災害によって被害を受ける可能性の高い地域の住民に対して、市町村から発表される情報

しかし

これらの情報が出なかったら避難しなくてよいということではない!

## 土砂災害に関わる行政情報には“限界”があることを理解しましょう

土砂災害の発生メカニズムは複雑なため、その発生を予知・予測することが難しい災害です。そのため、土砂災害が発生する前に、行政機関からの情報が必ず発表されるとは限らないことに注意しましょう。



【調査対象】平成19年梅雨前線豪雨及び台風4号、5号、9号、11号により人的・家屋被害が発生した84箇所(平成19年11月22日現在、国土交通省砂防部調査)

## 土砂災害の前ぶれ（予兆現象）に注意しましょう

土砂災害が発生する前には、予兆現象が確認されることがあります。大雨が降り始めたときには、周りの様子に注意して、次のような現象を発見したら、直ちに避難を開始しましょう。

行政機関からの情報に依存しすぎず、自らの判断で避難することが必要です。

土石流の発生前には・・・



山鳴りがする



急に川の流れが濁り、  
流木が混ざっている



雨が降り続けているのに、  
川の水位が下がる

がけ崩れの発生前には・・・



がけに割れ目が見える



がけから水が湧き出す

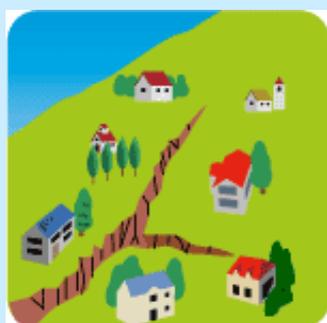


がけから小石が落ちてくる

地すべりの発生前には・・・



沢や井戸の水が濁る



地面にひび割れができる



斜面から水が噴き出す

この他にも・・・

『地鳴り、木根のちぎれる音、岩の割れる音などがする』、

『ものの腐ったような臭い(腐葉土、下肥の臭い)がする』、

『小動物が異常行動(騒ぐなど)をとる』などの現象が見られることがあります。



## 2.3 テーマ : 地域独自の具体的な避難方法を考える

### 懇談会における議論の内容

テーマ では、テーマ で地図にとりまとめた「地域に存在する知恵」を活用して、具体的にどのように避難するのかについて検討します。以下の内容について参加者とともに議論します。

- ・ 避難を開始するタイミングを検討する
  - 地域住民全員で周辺の状況に注意する仕組みをつくる
  - 地域で起こっていることに基づいて自主的に避難する仕組みをつくる
- ・ 状況に応じた避難場所を検討する
  - 周辺の状況に応じて、最も安全と思われる場所を選定し、そこまでの経路を検討する。

### 取組内容の説明

参加者に議論の目的や取り組みの内容を理解してもらうため、議論を始める前に以下の内容をしっかりと説明しましょう。

#### 状況に応じた適切な避難が必要なことを理解しましょう

#### ～ “命を守るための避難” に必要なことを理解しましょう～

- ・ **事前避難**が原則
  - 浸水前などの安全に移動できる場合は、とにかく安全な場所へ避難する(遠くまで行くことができる)
- ・ 事前避難ができなかった場合の**緊急避難**
  - 浸水後など、移動に危険が伴う場合は、近場の少しでも安全な場所へ逃げ込む
  - 浸水後の避難は足下が見にくいいため、非常に危険。無理に遠くの避難場所まで避難するのではなく、近隣のお宅にまもらたり自宅に待機することが安全な場合もある。



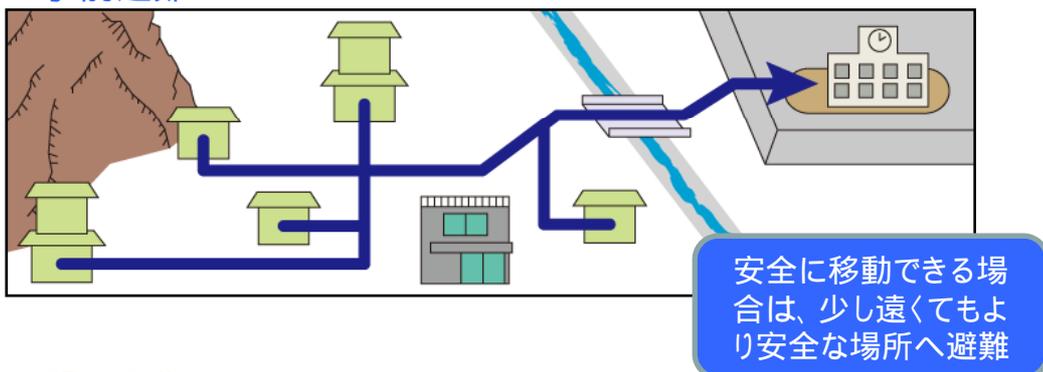
このような状況では、自宅に待機する方がより安全である場合もある

## “避難する場所”を決めておきましょう

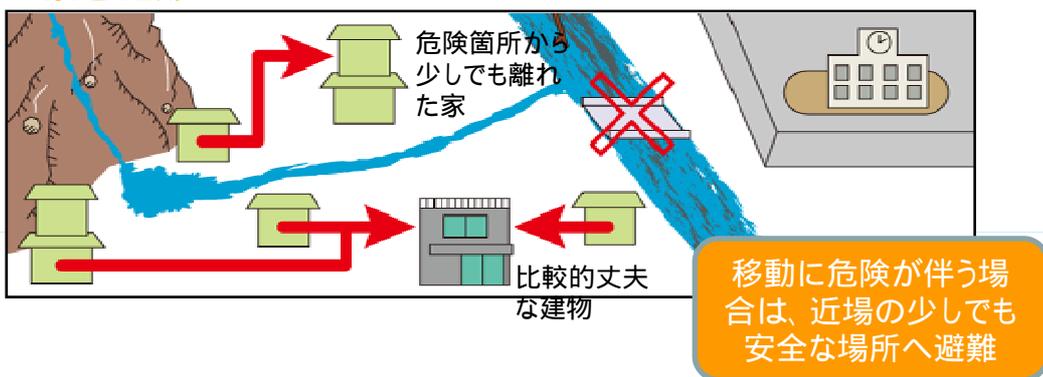
土砂災害危険地域においては、100%安全な場所がない場合もあります。そのため、早期避難が可能であれば、地域外の安全な場所まで移動することが重要です。しかし、それが不可能な場合には、地域内で相対的に安全な場所に避難することが求められます。避難場所を検討する際には、以下の点に注意しましょう。

- ・避難している最中に土砂災害に巻き込まれてしまう危険性がある
- ・場合によっては、堅牢な建物の2階などにとどまった方が安全なこともある
- ・そのときの状況に応じて、各個人が最も安全と思われる行動をとるようにする

### 事前避難



### 緊急避難



## “いつ”と“どこ”をセットで考えましょう

気象や周囲の状況が変化するにつれ、命を守るための最適な避難行動も変わります。したがって、避難を開始するタイミング（きっかけ）に応じて、最適な避難場所を考えておく必要があります。

## 住民主体の避難体制の構築に向けて

### ～ 土砂災害発生の警戒態勢を敷く基準としての雨量観測の導入～

先に紹介したように、土砂災害は雨に起因する災害です。先行雨量にもよりますが、一般的に以下のような雨が降ったら、土砂災害が発生する危険性が高まると言われており、注意が必要です。

#### ・ 連続雨量で100mm以上の雨

雨が降り出してから、10cmのコップがあふれる。

#### ・ 1時間に20mm以上の雨

車のワイパーを動かしても、前が見えにくいほどの強い雨

雨が降り出したら雨量を気にする習慣をつけましょう。基準に達したら、土砂災害発生に対する警戒を始め、周囲の様子の変化に注意しましょう

寸胴の容器(ワンカップの空き瓶など)が簡易雨量計に適しています。

地面に直接置くと、跳ね返りのしずくが混入し正確に計ることができなくなるので、注意が必要です。



## 住民主体の避難体制の構築に向けて

### ～ “ 避難を開始する基準 ” の導入～

先に紹介したように、土砂災害が発生する前に、必ず避難情報が発表されるとは限りません。その一方で、土砂災害が発生する前には、予兆現象が確認されることが少なくありません。

そこで、“ 地域で発生している状況 ” に基づいて、地域住民の皆さんで判断して早期避難することが求められます。そのためには、“ 避難を開始する基準 ” を明確に決めておきましょう。具体的には以下のような内容が考えられます。

- ・ 地域の雨量
- ・ 地域に流れる川や沢の水位
- ・ 懇談会を通じて把握した地域の予兆現象(いつもと違う何か) など

## 住民主体の避難体制の構築に向けて

### ～ “いざというときの連絡方法” をつくる～

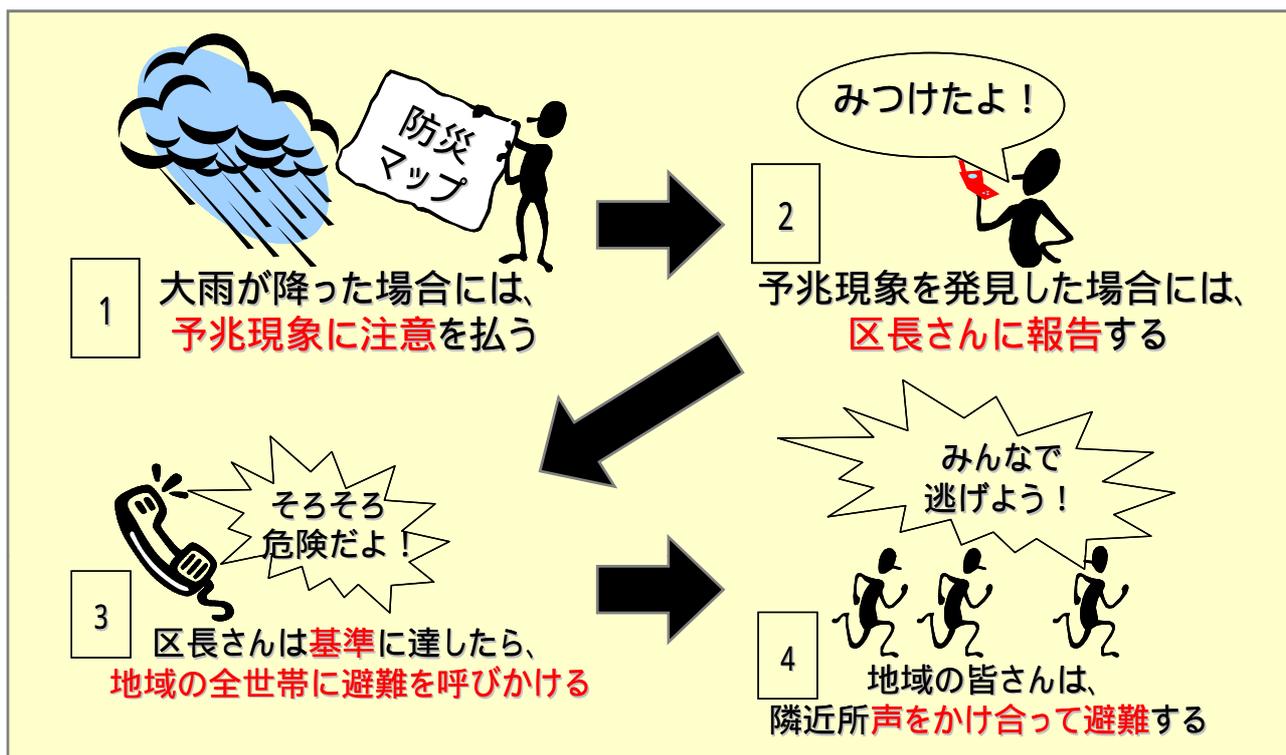
大雨が降り続いた際に、“いつもと違う何か”が発生していることを確認した場合や、自主避難を開始することになった場合に、そのことを地域住民全員に迅速に伝えるための連絡方法を決めておく必要があります。また、連絡方法を検討する際には、以下の点に注意しましょう。

- ・電話連絡だけでなく、各戸訪問など、複数の伝達方法を検討しておく  
(災害時に自宅にいない人もいるし、電話が使えなくなることもあります)
- ・平常時から隣近所のお付き合いを大事にしておく
- ・大雨が降った場合には、全住民が情報に注意する

## 住民主導型警戒避難体制の例

土砂災害が発生する危険性がある状況において、周辺を見回ることは危険を伴います。また、土砂災害危険地域では、被災箇所を限定することができず、地域全体が危険な状況になります。

そのため、ここで地域住民の皆さんに検討していただく、警戒避難体制については、“地域住民全員で周辺の様子に注意”し、“地域住民全員で避難”することができるような体制を検討してください。以下に例を示します。



## 2.4 テーマ : 警戒避難体制の仕組みを地域住民全員に周知する

### 懇談会における議論の内容

ここで構築する警戒避難体制は、地域住民全員の参加が必要不可欠です。そのため、警戒避難体制を検討する懇談会に参加しなかった地域住民にも、広くその内容を周知することが必要になります。

例えば、構築した警戒避難体制をリーフレットやチラシに取りまとめ、全戸に配布するなどの対応が考えられます。

懇談会では、地域住民全員に周知する方法を検討するとともに、周知する内容について議論を行います。

### 取組内容の説明

地域住民全員に周知すべき内容を具体的に確認しましょう。テーマ での議論を踏まえ、事前にリーフレットやチラシのひな形を作成しておくといでしょう。例えば、以下のような内容を掲載することが考えられます。

#### 土砂災害への備え

- ・日頃からの備えのポイント
- ・降雨時の対応のポイント
- ・緊急時の対応のポイント

#### 自主避難計画

- ・警戒情報(土砂災害の予兆現象に注意を促す情報)の発表基準と、発表された情報やその後の対応について住民間で伝達する方法
- ・自主避難勧告(避難の開始を促す情報)の発表基準と、発表された情報やその後の対応について住民間で伝達する方法
- ・自主避難計画の運用について(自主避難勧告の見直し、避難困難者世帯の把握など)

#### 懇談会で作成した地図

- ・過去に被災した箇所、大雨が降ると見られる予兆現象、比較的安全な場所

#### 土砂災害に関する基礎知識

- ・土砂災害発生の危険性が高まるとされる雨の降り方
- ・行政から発表される災害や避難に関する情報
- ・土砂災害発生前に見られる予兆現象(一般的な内容)

#### 災害に備えて用意しておくもの

- ・非常持ち出し袋に入れておくべきもの
- ・避難する時に役立つもの
- ・地域が孤立してしまった場合に備えて用意しておくべきもの

## 2.5 “一人で避難することが困難な方”への支援方法

“一人で避難することが困難な方”への支援方法を決めておきましょう！

自然災害による犠牲者の6～7割は高齢者などの一人で避難することが困難な方(災害時要援護者、避難困難者)となっています。そのため、地域から土砂災害による犠牲者をゼロにするためには、このような方への避難支援方法を検討しておく必要があります。

しかし、避難困難者への支援方法は、絶対的に有効な対応策がないのが現状です。そのため、地域の状況に鑑みて、以下の点を考慮して、各地域で少しずつ対策を実施していきましょう。

- ・支援を必要としている方」を把握する  
(地域内で支援を必要とする方をちゃんと把握しておきましょう)
- ・「支援に協力してくれる方」を募る  
(いざというときに、避難支援に協力してくれる方を広く募っておきましょう)
- ・「具体的な支援方法」を決めておく  
(要支援者の体調などを考慮して、具体的な支援方法を決めておきましょう)

災害時要援護者関連施設との連携を図っておきましょう！

地域内に、特別養護老人ホームなどの災害時要援護者関連施設が存在する場合には、それらの施設入居者は、避難困難者となります。そのため、平常時から、いざというときの対応について、相談する機会を持ち、必要に応じて連携をはかっておきましょう。連携する際には、以下の点を考慮してください。

- ・地域住民が、施設入居者の避難を支援する  
(他の場所に移送するだけでなく、施設内で高層階に移動させることもある)
- ・地域住民が、施設を緊急避難場所として利用させてもらう  
(施設建物が堅牢である場合、地域の緊急避難場所となり得る)
- ・日頃から、お互いに交流をはかっておく  
(祭りなどの行事を一緒に行うなど、日頃から顔の見える関係を構築する)

## 2.6 警戒避難体制の継続

### 構築した警戒避難体制が継続する仕組みをつくる

せっかく構築した警戒避難体制も、数年すると忘れ去られてしまうことも少なくありません。そのため、警戒避難体制が地域で継続的に活用されるための仕組みをつくる必要があります。

例えば、役員交代時にしっかりと警戒避難体制を引き継ぐことや、構築した警戒避難ルールに則った避難訓練を毎年実施するなどの対応が考えられます。



佐久市での避難訓練



佐久市での避難訓練

予兆現象が発生したことを知らせる看板を設置  
確認した住民は、ルールに則り、区長に連絡

基準に達したとの連絡を受けた地域住民は、  
最寄りの避難場所まで移動する

### 市町村による継続的なサポートが必要です！

東日本大震災を経て、地域住民による自主防災の意識は全国的に高まっていますが、地域住民の手だけで自主防災を進めていくことは現実的には困難であると言わざるを得ません。

構築した警戒避難体制が地域住民の手で継続的に運用されるためには、地域住民とより近い関係にある市町村が、住民の取り組みを継続的に支援することが求められます。



青木村での住民懇談会



佐久市での避難訓練





**お問い合わせ・ご相談はこちらまで**

---

**長野県建設部砂防課**

**026-235-7316**